

令和2年度 第2回 島田市都市計画審議会

日時：令和3年3月24日（水）午後2時00分～2時30分

会場：島田市地域交流センター 多目的ホール

【出席者】

	氏名	役職等
会長	大久保 節夫	島田商工会議所会頭
委員	海道 清信	名城大学名誉教授
	秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究科教授
	寺尾 昇人	志太建築士会島田地区長
	八木 純子	島田市農業委員会
	村田 千鶴子	市議会議員
	大関 衣世	市議会議員
	藤本 善男	市議会議員
	伊藤 孝	市議会議員
	大石 重範	島田市自治会連合会
	塚本 ひろ子	しまだ次世代育成支援ネットワーク
	佐藤 勝彦 (代理 浦山直己)	島田土木事務所長 (都市計画課課長)
	望月 辰彦	志太榛原農林事務所長
	大村 和寿	島田警察署長
市職員	田崎 武明	都市基盤部 部長
	大畑 和弘	都市基盤部 都市政策課 課長
	大池 信司	都市基盤部 都市政策課 係長
	遠藤 有喜	都市基盤部 都市政策課 主査
	飯塚 貴史	都市基盤部 都市政策課 主任技師
	田村 享広	都市基盤部 都市政策課 主査
	市川 智規	都市基盤部 都市政策課 主査

【欠席(2名)】

- ・ 亀井 暁子委員（静岡文化芸術大学デザイン学部准教授）
- ・ 河守 宗之委員（島田市自治会連合会）

【大池係長】

定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度 第2回島田市都市計画審議会を始めます。
会議に先立ちまして、都市基盤部長 田崎より御挨拶申し上げます。

(田崎都市基盤部長あいさつ)

【大池係長】

ありがとうございました。

本日の会議につきましては、所要により亀井委員及び河守委員から欠席との連絡を受けております。
また、島田土木事務所長の佐藤委員につきましては、島田市都市計画審議会運営規程第5条の規定により島田土木事務所の浦山都市計画課長の代理出席となっており、定数16名のうち、14名のご出席をいただき、定数の過半数を超えていますので、都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告します。

これより議事に入ります。

これからの議事進行につきましては、大久保会長にお願いします。

【大久保会長】

会長の大久保でございます。皆様方のご協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、規定により議長を務めさせていただきます。

また、運営規程第15条第1項の規定により、議事録署名人を八木委員にお願いいたしますので、よろしくをお願いします。

それでは次第に沿って進めます。

議案第1号 島田市景観計画の変更について、事務局の説明をお願いします。

【田村主査】

(島田市景観計画の変更について説明)

【大久保会長】

ただいまの説明に対し、何か質問等がありましたら、挙手にてお知らせください。事務局がマイクを持参しますので、マイクを使用して発言してください。また、リモートで参加されている先生方におかれましては、私まで呼び掛けをお願いします。

【海道委員】

届出の対象面積は、土地利用事業の申請対象と合わせて1,000㎡以上とする旨の説明がありましたが、開発行為の許可が必要な面積は、3,000㎡以上であり整合が図られているのでしょうか。同様に、島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例では、いわゆるメガソーラーが届出の対象となっています。今回の変更によりメガソーラーよりも規模の小さい太陽光発電施設が届出の対象となりますが、整合が図られているのでしょうか。

また、資料の太陽光発電設備設置に係る景観形成基準の記載内容と景観計画の記載内容の違いがみら

れます。資料に合わせて景観計画の記載内容も変更する必要があるのではないのでしょうか。

【大池係長】

太陽光発電設備は、建築物に該当しないため、開発許可を要しないこととされていますが、本市では、島田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱において、施行区域が1,000㎡以上の太陽光発電施設の設置は、土地利用事業計画の承認申請を求めています。このため、今回の変更は、届出対象基準を土地利用事業の承認申請の対象面積と整合を図り1,000㎡以上とするものです。

また、島田市大規模太陽光発電設備の適正な設置に関する条例では、災害の発生を防止する観点からメガソーラーを対象としています。今回の変更は、良好な景観の保全、形成を目的としており、届出対象規模に違いが生じています。

資料の太陽光発電設備設置に係る景観形成基準は、景観計画の内容を要約したものです。

【海道委員】

了解しました。

【秋田委員】

私も海道先生がおっしゃるように、もう少し条例や要綱に基づく部分を含めた説明をされるとわかりやすくなったと思います。

【大池係長】

ご意見ありがとうございます。今後の案件では、そのような説明をしたいと思います。

【大久保会長】

他に質問はありませんか。よろしいでしょうか。

それではお諮りしたいと思います。第1号議案について、ご異議ありませんか。

(委員 異議なしの声)

【大久保会長】

ありがとうございます。第1号議案については、異議なしと認めます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事案件は終了となります。

皆様お忙しい中、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【大池係長】

最後に、一点ご報告いたします。

前回審議会において、いただきましたご意見等への対応について、ご報告いたします。

まず島田市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてですが、本文中、「立地適正化計画の強化」という記載があった箇所について、島田市では立地適正化計画が未策定であるため、「立地適正化の策定」に修正すべきとのご意見をいただきました。これにつきましては、市から静岡県に、

その旨、付帯意見として報告いたしました。2月22日の県都市計画審議会において、市からの付帯意見を添えて審議されましたが、修正をせずに原案となり、関係省庁協議を経て3月19日に都市計画の変更の告示をしています。

向島町・若松町地区計画につきましては、A地区の規制内容の関係のない記述において、本審議会にて御指摘をいただきましたので、県と協議の上、修正をすることといたしました。なお、本案につきましては、関係条例が市議会2月定例会に上程されておりますので、26日の最終日の状況を見て都市計画の決定を行う予定です。

以上、ご報告いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しい中、ありがとうございました。